

平成24年1月25日(水)

第1回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成24年1月25日(水)午後1時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員(5名) 篠崎 和彦 川村 敏光
鈴木 幸子 北嶋扶美子
中村 準
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員(13名)
教育総務部長 高橋俊明
生涯学習部長 山根雄二
教育総務部次長兼総務課長 増田賢一
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼図書館長 井上玲子
生涯学習部参事兼文化・スポーツ課長
兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 深山まさ江
指導課長 田中 聡 生涯学習課長兼
学校教育課長 直井 淳 公民館長 木村孝夫
教育研究所長 相本政秀 鳥の博物館長 野口信彦
生涯学習部副参事 鷲見政夫 文化・スポーツ課主幹 西沢隆治
文化・スポーツ課主幹 市原和正

午後 1 時 3 0 分開会

篠崎委員長 ただいまから平成 2 4 年第 1 回我孫子市教育委員会定例会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお願いします。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

会議録署名委員指名

篠崎委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名します。鈴木委員をお願いします。

議案第 1 号

篠崎委員長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子通学区域審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

直井学校教育課長 議案第 1 号、我孫子市通学区域審議会委員の委嘱についてです。

平成 2 3 年第 9 回定例教育委員会におきまして、議案第 2 号、我孫子市通学区域審議会委員の委嘱について御審議をいただき、可決をいただいております。平成 2 3 年 1 1 月の我孫子市議会議員選挙後、我孫子市議会議長及び市議会教育福祉常任委員会委員長の交代に伴い、新たに委嘱するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第 1 号について質疑を許します。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第1号、我孫子通学区域審議会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

篠崎委員長 次に議案第2号、我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

直井学校教育課長 議案第2号、我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令の制定についてです。

我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を、資料5ページのように改正するものでございます。

提案理由につきましては、千葉県学校職員の能力開発と人材育成を図り信頼される学校づくりを推進するために、千葉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則が制定され、平成23年4月1日より施行されました。これまでは試行期間としまして要綱が定められていましたが、規則として施行されるため、我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部、第1条、「我孫子市立学校に勤務する管理職員を対象とした業績評価実施要綱及び我孫子市立学校に勤務する職員を対象とした業績評価実施要綱（試行用）」の文言を「千葉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則」と改正するものでございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第2号について質疑を許します。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第2号、我孫子学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

篠崎委員長 次に議案第3号、我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の制定について、事務局から説明を願ひします。

木村生涯学習課長 議案第3号、我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の制定でございます。13ページになります。

提案理由としましては、出前講座についてあびこ楽校協議会事業から教育委員会所管の事務分掌に位置づけるため、制定するものでございます。

ざっと廃止、新設の経緯を申し上げます。昨年9月の事業仕分けにより、あびこ楽校協議会運営要綱を改正し、その任務について整理するよう説明がございました。そしてこのたび、それに基づきまして改定するものでございます。

今回は、我孫子市生涯学習出前講座として名称変更及び教育委員会事業に位置づけをし、公民館が名実ともに生涯学習の実働組織として出前講座にかかわることで、出前講座の運営がより明確化するものとして期待しております。

主な変更点につきましては、様式も含めまして、あびこ楽校生涯学習出前講座を我孫子市生涯学習出前講座に変更し、また、事業主体者を生涯学習推進本部長またはあびこ楽校協議会長より教育委員会に変更するものでございます。その他、政策法務室と協議を重ね、文言の整理を行いました。

条文で少し説明を加えたいと思います。第1条の目的につきましては、現行の生涯学習出前講座についての説明的表記を生涯学習出前講座と簡潔にまとめたものでございます。

また、生涯学習を通したまちづくりの推進につきましては、生涯学習推進計画の基本目標に準じて、事業目標を明確にしたものでございます。

第2条の定義につきましては、出前講座について市役所メニューと市民メニューを明確にいたしました。

第4条の出前講座の内容につきましては、事業主体を教育委員会が行うということで、よりフレキシブルに内容について市民に提示できるようにということで、こちらの文言にしました。

第6条の派遣講師につきましては、第1項2号について市民講師の定義を定めておりましたけれども、例えばでございますが、その市民講師が市外に転出した場合とか、これから想定するキャンパスメニューの対応を想定して、こういう特記条項を定めました。

第7条の利用申込みにつきましては、現実1年以上の予約を入れたりするような状況もたまにございますので、講師が対応できるような形で4カ月までという形をかえさせていただきました。

なお、第5条につきまして、12月の定例教育委員会後に御説明した中では、時間外については基本的には勤務内ということをお願いするという形での、この文言を入れておかないと、依頼する場合にはなかなか対応できないという政策法務の方のアドバイスもあって、こういったものを検討したわけでござい

ますが、やはりいつでも、どこでも、だれでもという基本的な生涯学習の基本理念をそちらが阻害するというように誤解されるということもございまして、これは除きまして、今後とも市民にさらに愛される出前講座を目指して進めたいと思います。以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第3号について質疑を許します。質疑ありますか。

北嶋委員 第5条につきましては、今のお話を伺ってほっといたしました。ありがとうございます。

第6条の(2)ですけれども、今のお話にも幾つかありましたまちづくりと生涯学習の関係で、市民講師の定義の中に、「生涯学習によるまちづくりに積極的に参加する意欲のある市民又は主に市内で活動する団体」ということで、とてもきれいで望ましい文言なのですが、市民講師はいろいろな方が応募なさっていらっしゃると思いますけれども、その都度その方々との文章との関連はどのように判断されているのでしょうか。

木村生涯学習課長 出前講座の市民講師については、毎年いろいろな書面を含めて意思の疎通を図っているところでございます。当然、一番初めに委任するときにもこうしたことをお願いしているところでございまして、また3月に予定しております市民講師への研修会においても、こうしたことを改めて、こちらの思いはこうだということを申し上げまして、理解していただくような形で進めたいと思ひます。

北嶋委員 ありがとうございます。研修会でお伝えくださるといふことなので、市民講師の熱心な指導と生涯学習によるまちづくりを求める教育委員会と、そこら辺がなかなか難しいところだと思ひますので、我孫子市の生涯学習の概念がそこにあるということを再度お伝え願えればと思ひますので、よろし

くお願いいたします。

木村生涯学習課長 そのように進めたいと思います。よろしく申し上げます。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

中村教育長 質問ではないのですが、きちんとした要綱にするために、14ページの中ほどに第2条がありますが、最後の方の括弧の中に（以下「出前講座」という。）の読点をとった方がいいのかなと。

次の15ページの利用場所の表ですが、そこに（市内に限る。）とありますが、ここも読点をとった方がいいのかなと。

第6条の（2）の最後の行ですが、（以下「市民講師」という。）、ここにも読点がありますが、括弧の外に読点をつけるという形の方がいいのかなと思いましたが、ここも読点をとった方がいいのかなと。

木村生涯学習課長 この文言については、基本的に私どもは政策法務室と詰めて、そちらの方のアドバイスを……。基本的に政策法務と協議しまして、その辺の句読点についても、私どもはなかなか不案内なところもありまして、そこでの文言のアドバイスを基本的に踏襲はしておりました。きょう承認をいただくような立場で何でございますけれども、この句点については……。

済みません。訂正いたします。今、部長からもアドバイスがございまして、教育長が御提案なされた読点につきましては、この括弧の中で閉じるというふうなルールがあるということでございますので、申し添えておきたいと思っております。

山根生涯学習部長 恐らくこの括弧書きの表現をどうするかというのは一定のルールがあるのだろうというふうに思っていて、この場合の読点については、ルール上これでよろしいのではないかと思います。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

篠崎委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 4 8 分再開

篠崎委員長 再開します。

中村教育長 今の説明でよくわかりました。

篠崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第 3 号、我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は可決されました。

議案第 4 号

篠崎委員長 次に議案第 4 号、我孫子市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

深山文化・スポーツ課長 議案第 4 号について御説明をいたします。

提案理由ですが、我孫子市審議会等の見直し方針に基づき、我孫子市文化財の保護に関する条例により設置されております文化財審議会の現員数が定数より少ないことから定数を減らすとともに、文化財の分野を網羅するための必要審議会委員数として 9 人以内を確保する改正を行うため、議会に上程されるよう市長に依頼するものです。

現在、審議会の見直し方針に基づいて一連の審議会委員の改正について議案として出させていただいておりますけれども、これもその一環でございます。

審議会の見直し方針では、審議会の委員定数について、現在委嘱している委員数が条例等で定められている委員定数より少ない場合は、現員数に合わせて委員定数を削減するとの方針が示されております。文化財審議会の委員として現在委嘱している方は7名ということで、定員10名よりも少ないわけですが、文化財の特に指定ということで審議いただくことを考えたときに、文化財のさまざまな分野を網羅する必要があるというふうに考えておきまして、必要審議会委員数として9名以内ということを確認するためにこういった内容で提案をさせていただいております。

次のページをお開きください。具体的に改正する条文ですが、第19条、「非常勤の委員10名以内」を「非常勤の委員9名以内」に改正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第4号について質疑を許します。質疑ありますか。

北嶋委員 今のお話で現在7名ということですが、これは10名いた方が7名になってしまったのか、最初から定員10名のところ7名を決めてやられていて、なおかつ今の人数では不足なので9名という数字を出されたのか。その辺の関係を伺えればと思います。

西沢文化・スポーツ課主幹 お答えいたします。文化財審議委員につきましては、お願いしている任期で人数は変わっております。最低5名のときもありましたし、今現在のように7名のときもあります。基本的に10名ということはありませんでした。基本的にお願する分野の方がいらっしゃいますので、今一番新しく入っている方は建築の関係の方、仏教美術関係、特に仏像の方などをお願いしています。そういう意味では、こちらの方として我孫子市に合った文化財の指定をしていきたいという中で委員を任期ごとにお願するような

形ですから、人数の変更がまずあるということと、一応10名となっていますが、10名は任命していなかったという現状はあります。以上です。

北嶋委員 今のお話を伺ったところによりますと、任期ごとにということで、今は7名で、今の課題に対してこの人数で当たりたいと。また次に何人が任期変更になったときに、そのときの課題に応じてはプラスアルファで最大9名までは必要かなという数字であるというふうに理解していいのでしょうか。

西沢文化・スポーツ課主幹 そのとおりでございます。

川村委員 これが議会の方に上がって例えば質問を受けたときに、今のお答えだと、多分説得力に欠けるのですよね。10名以内が過去になかったけれども、今後は出てくる可能性はあるわけですね。この定員を削減する目的が明らかではないので、現状の7名と9名の整合性、7名と10名の整合性をお聞きしているのではなくて、今7名いらっしゃるのだけれども、定員数を9名に抑える意味というのはどこにあるのですかということだと思っておりますね。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 暫時休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

篠崎委員長 再開します。

西沢文化・スポーツ課主幹 お答えいたします。基本的には今までお願いしていた先生方の中で兼務をしていただく先生もいらっしゃいますので、分野についてはお一人で幾つかの分野を兼務していただきながら、現状で10名だったものを9名に圧縮するような形で対応していきたいと考えております。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第4号、我孫子市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

議案第5号

篠崎委員長 次に議案第5号、延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

井上図書館長 議案第5号、延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の制定について、御説明申し上げます。

提案理由としましては、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき、返却期限を過ぎても借りた資料を返さない延滞者に対して、図書館資料の利用を制限するため提案するものです。

図書館資料の延滞者に対しては、これまでは督促を繰り返し行ってまいりました。しかし、期限内に返さない人には何らかのペナルティを科すべきだとの声が、1年ほど前から利用者や議会から寄せられるようになりました。これを受けて、図書館としては、ことし3月の電算システム更新時期に合わせて延滞者への利用制限を開始したいと考えております。

31ページをお開きください。第1条で、「この要綱は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14条。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、延滞者に対する図書館資料（以下「資料」という。）の利用の制限に関し、必要な事項を定めるものとする」と趣旨を述べておりますが、まずこの要綱の根拠となる規則の規定

について申し上げます。

規則は33ページから36ページにかけて資料として掲載してございます。34ページの中ほどにある第8条では、図書館資料の貸出冊数と貸出期間を定めております。また、35ページの第10条第2項では、「教育委員会は、この規則に従わない者に対して図書館資料の利用を制限することができる」と規定しています。このことから、規則で定めた貸出期間を守らない人には、図書館資料の利用を制限することができるということになります。

規則のこの条項に基づいて、31ページの要綱では、第2条で延滞者を「貸出期間を超えて資料を返却しない者」と定義し、第3条で延滞者に対する資料の利用の制限の範囲を定めています。その内容は32ページの別表で規定しております。

これを利用者の視点から具体的に説明しますと、制限は二通りあります。1つ目の制限は、別表の上段に書かれておりますが、図書館資料を返却期限から20日間経過しても返さない人は、督促はがきを受け取ることとなります。さらに、このはがきの発行日から14日を経過しても返さなかった人は、延滞している資料を返さない限り、新たに資料を借りたり、予約をしたりはできなくなります。

2つ目の制限は、別表の下段に書かれていますが、前年度に3回以上督促はがきを受け取った人は延滞の常習者とみなされて、翌年度に指定された日から60日を経過した日までの期間、この2カ月間は貸し出しと予約をすることができなくなります。これらの制限を実施することにより、これまでよりも図書館のルールが市民に浸透することを目指しております。

なお、現在は、協定を結ぶことなどによって、我孫子市民は隣接した自治体の図書館も互いに利用できるようになっております。隣接した4つの自治体のうち、柏市と利根町の図書館では利用制限を設けておりません。延滞者への利

用制限の設定については、隣接自治体とのバランスも考え、余り厳し過ぎることもないように配慮いたしました。以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第5号について質疑を許します。質疑ありますか。

北嶋委員 この間、図書館で標語を募集していましたね。あれを見たところ、「早く本を返しましょう」という標語と「本を汚さないで大事に使ってください」という標語がいっぱい出ていたので、私もあれを見て改めて、返さない方がいっぱいいるんだということに気づきました。それをまず前提にお話したいと思います。

今回、近隣の柏市と利根町はペナルティがないということですがけれども、そういうふうに自分の借りたい本がなかなか借りられない、それも前に借りている方が約束を守らないので借りられないというのは、市の財産また生涯学習が、だれでも、いつでも学べるというところからずれてしまうのかなと思いますので、何らかのペナルティは今回仕方がないのかなと思って、これを見ました。これが今ここで決まれば実施に移すと思いますけれども、広く皆さんにこの意図を理解していただかないと、曲がって伝わることはつらいなと思うので、なぜ期限をきちっと守らなければいけないのか、たびたび守らないことによってどういう損失が起きているのか、そのためにこの2つの規定を設けてペナルティを執行するのだということをきちっと早目に、いろいろな手段で伝えていただきたいと思います。あくまでもこの目的は、返却期限の厳守ということと催促費用並びに手をかけることを節約したいということだと思いますので、そのためにペナルティがあるということを広く伝えていただければと思います。この内容については、私はいいかなと思って伺いました。

井上図書館長 アドバイスありがとうございます。なぜペナルティを科すの

か、なぜ返却期限を守らないといけないのかというようにところを皆さんに理解していただいて、ペナルティがあるから返さなければいけないというのではない方向に持っていくように図書館としても努力していきたいと考えます。

川村委員 近隣市なのですけれども、先ほど柏市と利根町とおっしゃいましたが、こういうふうなことを改めて考えられないのか、仕組み的に難しいのか。特に我孫子市の場合は図書館のシステムが、私は近隣市は知らないのですけれども、システム化されていて返却と回収の管理がコンピュータ上でできている。そのような仕組みが各市町村であれば、協議してそういう方向にお互い持っていくということも可能だと思うのですが、その辺の状況というか、近隣市町村におけるシステムはどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

井上図書館長 私の知る限りですけれども、ここ数年間で、公共図書館でも利用の期限を守らない人にペナルティを科すという方向に切りかえが始まっております。10年以上前では、大学図書館はペナルティは当たり前でしたけれども、公共図書館では余りそういうことは聞かれませんでした。現在半々ぐらいにだんだんなってきたと思います。これから電算システムを更新するときに必ず来ますので、そこをめどに増えていくものと考えられます。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第5号、延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

諸 報 告

篠崎委員長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告に補足説明や追加する事項がありますか。

高橋教育総務部長、報告や追加することがありますか。

高橋教育総務部長 私の方から、何点か追加で報告をさせていただきます。

最初に、小中学校の放射能対策について御報告をさせていただきます。

まず小中学校施設の除染についてです。

現在、市では放射能対策室が中心となって、現行の除染計画を見直し、2月中に23年度から25年度までの3カ年の新たな除染計画として策定する予定でございます。その中で、すべての小中学校において、基本的には校舎及び校舎周り並びに校庭全面、いわゆる学校を丸ごと除染するよう位置づけていきたいと考えております。

今年度の校庭全面の除染工事としては、既に並木小学校及び高野山小学校において実施しておりますが、さらに2月1日開催予定の市議会臨時会で補正予算の採択後に、第一小学校校庭及び第二小学校校庭の全面除染工事を実施する予定でございます。この4校の校庭以外の部分及び残り15校の小中学校の除染については、新年度に実施する予定でございます。

次に放射線量等の測定についてです。

市内小中学校ごとに放射線量測定マップを作成し、1回目として昨年12月27日に市のホームページに公表をいたしました。今後は毎月、放射線量測定マップを更新していきたいと考えております。

給食については、給食（一食分）の丸ごと放射性物質検査を昨年12月に試行した後、この3学期から本格実施をしております。この検査は、給食（一食分）を丸ごとミキサーで攪拌し、それを市の簡易型放射性物質分析機器で測定

するものでございます。今後はおおむね1カ月に1回、19校すべての給食（一食分）丸ごと放射性物質の検査を実施してまいります。この検査で現在のまでのところ放射性物質は検出されておりません。なお、従前から実施している給食食材、職員の放射性物質検査も継続してまいります。

また、3学期から給食食材等の産地の公表を市内すべての小中学校のホームページにおいて実施しております。

次に請願についてです。

平成23年12月24日付で宗教法人本門立正宗代表役員の中川晃荘氏から、憲法第19条、思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。憲法第20条第2項、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない等々、上記の憲法の基本的な人権問題にかんがみ、公立学校の教育方針の基本に生徒・児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求する請願書を昨年12月26日に受理いたしました。この請願については次回、2月28日開催予定の定例教育委員会において御審議をいただく予定でございます。

次に、並木小学校が教育課程特例校に指定されたことについてです。

平成23年12月22日付で、文部科学大臣から、並木小学校における外国語活動に特化した教育活動について、特別の教育課程を編成して教育を実施することが認められる教育課程特例校に指定されました。これに対応するため、来年度から並木小学校にALT（外国語指導助手）を1人増員する予定でございます。

以上でございます。貴重な時間をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

篠崎委員長 ほかにありますか。

山根生涯学習部長、報告や追加することがありますか。

山根生涯学習部長 私からはございません。

篠崎委員長 中村教育長、報告や追加することがありますか。

中村教育長 特にございません。

篠崎委員長 以上で諸報告は終わりました。これより諸報告に対する質問を許します。

教育事業の全般を含めまして質問がありますか。

川村委員 事務進行管理の4ページ、3の放射能教育研修会というのが2月6日に開かれる予定であるという内容を見させていただいて、東京大学の准教授が来られるということなのですけれども、「児童生徒が主体的に放射能汚染から身を守ることができるようにする指導のあり方」ということで、事前にある程度お知りになっていたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

田中指導課長 来年度から授業の中で使用する副読本がございますが、その副読本を主になって編さんされた方です。その資料の取り扱い等を含めて子供たちが主体的にかかわれるような形の指導というような内容でお願いしますということで、こちらから依頼した内容でございます。まだ詳細等については先生の方から資料等をいただいておりますけれども、このような形でお話をしましょうということで担当と先生との間でのやりとりでは、そのような話が通っているということですので、当日は資料をもとにしながら各小中学校から集まった先生方に御指導いただけたらと考えております。

川村委員 有意義な研修になると思うのですが、だったらなおさら校長先生にも入っていただくわけにはいかないのでしょうか。

田中指導課長 できれば1人でもたくさんの人に聞いてほしいのですが、何分普通の日ですので、現場の方に子供たちがたくさん残っていますので、一堂に全部というわけにはいきません。当面は各学校で中心になっていただく先生方に、直接子供たちに指導していただく先生ですので、まずそこから切り口をして、関係の研修等については、これは1回で終わりということでは多分ない

というふうに考えておりますので、新年度改まってから随時対応していかねければいけないのではないかなと考えております。

川村委員 わかりました。1回ではないということで十分理解できました。

北嶋委員 予算書でちょっと伺いたいことがありますのでお願いします。指導課でコンピュータの要求を出されていて、小中学校コンピュータ教育事業ということでPC更新の予算を出されていますけれども、この予算額でできる内容というのはどのようなことなのでしょう。

田中指導課長 本来ですと経常経費の中に含まれるものなのですが、数台のパソコンを入れ換えるという内容でございます。全部のパソコンを取りかえるということではございませんので、その額でできるということで見積もりを上げていただいた内容でございます。中学校のコンピュータ室にあるパソコンを全部取りかえますという内容ではございません。

北嶋委員 もちろんこの数字ですからそうだと思います。それは各学校から出ている要求に合わせた内容ということですか。

田中指導課長 リース切れのものがございますので、自然とそれをかえなければならぬということですね。申しわけございません。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

北嶋委員 同じページですけれども、学校教育課にお伺いします。小中学校配置職員管理事業というところで、事業全体の概要を読ませていただきますと、「小中学校19校の人事管理、サービス管理事務全般等を通じて、子供の豊かな想像性や自主性、社会性をはぐくむ教育を行うことができる人員を配置する」ということで臨時職員の配置を19名要求なされていて、中学校6名のみ採択をいただいたということですが、もう少しわかりやすい説明をいただければと思います。

直井学校教育課長 現在、各小中学校の事務は県費負担の職員が県費の事務

と市費の予算等の事務の両方を行っています。他市においては市費については市の職員を配置している地域も多いということで、校長会から強い要望が市長の方にも出されました。学校教育課としてもそれを受けた形で予算要望を出しました。ですけれども、市の予算の規模あるいは予算の現状から、全校への配置はちょっと難しいということでした。そこで、今回は中学校のみの採択ということになりました。

関連して、予算規模ということから、スクールサポートの方の定員をふやすということについて、計画にはあっても予算の方がなかなか厳しい状況だということの説明が財政当局あるいは企画等からありました。そこでスクールサポートについては要望どおり2名の配置をお願いし、事務補佐員については、中学校だけでもお願いしました。その結果、中学校6校のみの採択となりました。以上です。

北嶋委員 ありがとうございます。今県費と市費の方のお仕事分担を伺いましたけれども、中学校においてはこれからきちっとやりやすくなるということで、学校運営も楽になる。小学校は今の状況で、もう少し皆さんで工夫しながらしていただくということのお願いを校長先生にされたわけですね。

直井学校教育課長 校長会の方とは、こういう結果になったということで意思統一はされております。ただ、初めての導入ということで、24年度当初においては中学校の方もハード面においても、例えば机の配置1つにしても、急遽認められた事業ですので、当初は多分混乱は少しあるかなと思っています。ただ、今までも学校事務の共同実施等によって、事務長というリーダー的な存在の事務職員を中心に、各学校で少しでも円滑な事務執行ができるようにということで努力しております。せっかく認められた事業ですので、なるべく早い時期にスムーズに移行できるように、学校現場の方とも連絡をとりながら進めていきたいと考えております。以上です。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

川村委員 24年度の我孫子市の教育施策の中というわけではないのですが、千葉県の中で子供の生きる力というものはぐくんでいこうということで、3月11日の大震災以来、子供たちを取り巻く環境というのが平穏ではない環境がずっと続いているわけですね。やはり教育施策の中にもそういったものを盛り込むことと、3月11日がいいきっかけになるような、建設的な子供たちのはぐくみ方というのでしょうか、そういったものを一度、ここの施策の中にも取り入れていく方がいいのかなということや、そんなことを去年も考えておったのですが、いいきっかけになったのが、たまたまここ1週間内外で東大の地震研究所の方から、4年以内に70%の確率で都市型の震災が起きるだろうと発表された。起きたときにどうなるのかなと考えていたら、都会で職を持つお父さん、お母さんがほとんどであります。そのお父さん、お母さんが、この間の大震災では帰ってこられたけれども、例えば何らかの都合で江戸川に架かる橋が通れなくなったといったときには、全くコミュニケーションがとれなくなってしまふ。もちろん迎えにも行けない。多分そのときのことを小学校や何かで想定すると、地域の住民なども避難してくるし、先生方は子供たちばかりにかまっていられないし、けが人の世話もしなければいけない。そうすると、子供たちが自分の力で生きられる取り組みをしていかないといけないのかなと。この間の震災でも、1日半の間、学校で滞留していなければいけなかった。子供にとってみればすごく不安だったと思うのです。ただ、だれかがやってくれるということではなくて、やはり訓練ですから、何らかの形でそういった仕組みづくりをしていくとやはり子供たちのモチベーションも上がってきて、そういったときには何を自分たちがやらなければいけないのかというものの訓練も、学校、家庭、地域の中で取り組んでいく必要があるのでは

ないかなというふうに特に感じています。ぜひそんなことを具現化できるような施策を皆さんでというのでしょうか、我々も含めてぜひ考えていきたいなと思っております。これは学校教育だけではなく、生涯学習も含めた大きな話になってくると思うので、ぜひ一度御検討いただけないかなということでお話を申し上げました。

高橋教育総務部長 私も3月11日の東日本大震災を経験して、やはり生きる力の大切さを痛感いたしました。来年度の施策の中に、ぜひそういった生きる力の大切さを具現化するような施策を事務局の方でも検討したいと考えております。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

鈴木委員 就学時健診で、ちょっと問題ありかなと感じられた場合に、はがきで親御さん、お子さん呼びますね。その後の様子はどのようになりますか。

相本教育研究所長 お答えいたします。就学時健診で後で御相談したいなと思った子供の保護者の方には、学校から保護者の方へ、もう一度面談をさせてほしいという依頼のお手紙を出します。そして学校で校長を代表として面談をして、そこで何かしらの方向が決まればそれでおしまいなのですが、さらにもう一度検査ですとか、心理士等の面談が必要であるというふうに校長または学校自体が判断した場合には、保護者と相談の上、研究所を紹介していただいて、研究所に保護者に来ていただいて、その先のことを相談しながら進めていくという形をとっております。以上です。

鈴木委員 その場合に、親御さんがなかなか納得しないとか、そういう感じで普通学級を希望して入った。例えばその後にお子さんがとても大変な思いをするというケースもちらほら見かけますので、その場合にはどのようになるのでしょうか。

相本教育研究所長 お答えします。大変難しい問題なのですが、保護

者の方とお話をするときには、子供たちにとって普通学級がいいのか、特別支援学級がいいのかということ、保護者の視点ではなくて、子供の困り感に沿って考えていきたいと思いますというふうにお願いをしております。とかく保護者も、周りのおじいちゃん、おばあちゃん等の関係から、なかなか支援学校にというふうには踏み切れない方も多くいらっしゃるのですけれども、そこは話し合いで解決をしていくとしか申し上げられないのが現状でございます。ただ、実際には、普通学級に入ったがために子供たちが大変困っているという事例はございます。その場合はケース・バイ・ケースで学校と相談しながら対応しているというのが現状でございます。以上です。

鈴木委員 なかなか大変なことだと思うのですが、お子さんに合う環境でというのは、難しいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

相本教育研究所長 子供にとって何が一番幸せかという視点で、これからも就学相談を続けていきたいと思っております。以上です。

川村委員 御報告であります。1月23日に千葉県の市町村教育委員会の連絡協議会で教育委員の研修会がありました。そのときに講演された方からいいお話をお聞きしましたので、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思っております。

お名前が京谷和幸という方で、千葉県の教育委員にもことしからなられています。何をやられている方かという、車いすバスケットボールの選手をされている方です。パラリンピックを3回経験されて、今度ロンドンで4回目ということになると思います。もう40歳という、ある意味アスリートとして限界の年齢なのだけれども、その前はJリーガーとして活躍をされていたのですが、交通事故に遭われて、事故に遭われたときのきっかけや、例えばそのときの自分の心境とか環境といったものをきめ細かくお話をいただきました。端的に言うと、余り素行のいい方ではなかったというような若いころの回顧をされながら、今ではその考え方を変えて、どうやってその壁を越えていくのか、特

に下半身が完全に麻痺をされているので、多分スポーツでも相当苦労されたと思うのですね。そういったことを自分の体験談として語られているというところにいたく我々感動しました。ここではちょっと長くなりますのでお話はできませんが、バスケットボールに出会ったきっかけといったものもエピソードにありました。1つ大きく印象に残っているのは、奥さんの存在が大きかった。その奥さんというのは、京谷さんが交通事故を起こされて半身不随になるかならないかというときに、婚約者でいらっしやった。早く籍を入れてくれということをお話されていたということで、それ以降ずっと二人三脚で歩まれている。そういったところが彼を今の地位に置いたのだということ、ある意味美化ではないのですけれども、それが実際あったということで、いいお話を伺えたなということで、もし機会があれば、本を読めばわかることだと宣伝はされていましたが、大変いい機会を与えていただきありがとうございましたということです。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

北嶋委員 先ほどの鈴木委員のお話の続きですけれども、たまたま先ほど伺ってましたら、特別支援学級の子供たちの作品展があちこちでございましたね。すばらしいということを委員長も教育長もおっしゃってました。そういうよさ、それから私たちは体育祭に伺いましたけれども、本当に彼らのベストを尽くしてすばらしい発達をされているというところをきちっと、これからそこに向かわなければならぬ親御さんたちに見ていただいて、もちろん皆さんに見ていただきたいのですけれども、特にそういう御理解を得るためには、その成長過程、また15歳になった子供たちのすばらしさや何かを見ていただくことによって、鈴木委員のおっしゃることがより一層伝わって、子供たちが自分に合ったよりよい教育を受けられるのかなと思いましたので、いろいろなイベントは大変でしょうけれども、そういうことも利用して御理解をいただくこ

とも1つの方法かなと思って意見を述べさせていただきました。

相本教育研究所長 支援学級の子供たちの作品展は柏市との合同で今柏市で開いております。また、運動会も合同で開いているのですが、来年度は我孫子市の部ということで、市民体育館で10月の第二土曜日に開きます。ぜひ市民の方にもお知らせをして、見にきていただけるように工夫していきたいと思えます。

北嶋委員 鳥の博物館は、ことしは判断をなさって去年とは違うお正月の迎え方をされました。広報とかあびっ子ネットとかで子供たちに向けたイベントや何かを見て、残念ながら参加はできなかったのですけれども、新しいイベントの御報告がありましたらお願いしたいと思います。

野口鳥の博物館長 委員がおっしゃったのは、元旦の開館をやめまして、1月をイベント月間という形で位置づけました。今回は実は天候に恵まれない点もございました。この間の友の会さんと共同で行う探鳥会は、3カ所の駅から鳥の博物館に来るというのがあったのですが、それは雨で中止になりました。それ以外はおおむね好評でございました。連鶴のコーナーにもいっぱい集まっていただけでした。それから鳥凧上げなのですが、地主さんに御協力をいただきまして、田んぼもお借りしましたし、そこで百何十人かの御参加をいただきまして、ある意味元旦だけ開けるということよりも、いろいろな意味を含めまして、鳥の博物館に親しんでいただくということは成功だったのかなと思っております。以上です。

篠崎委員長 ほかに質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質問がないものと認めます。諸報告に対する質問を打ち切ります。

篠崎委員長 以上をもちまして今定例会に付議された案件の審査はすべて終了しました。これで平成24年第1回教育委員会定例会を終了します。御苦労さまでした。

午後2時34分閉会